

仙台市環境影響評価の実施に関する要領

(平成12年4月17日環境局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市環境影響評価条例（平成10年仙台市条例第44号。以下「条例」という。）及び仙台市環境影響評価条例施行規則（平成11年仙台市規則第6号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、条例及び規則で使用する用語の例による。

(提出書等の様式)

第3条 次の各号に掲げる行為は、当該各号に定める書類を添えて、又は当該各号に定める書類により行うものとする。

- (1) 条例第7条第1項の規定による方法書等の提出 方法書等提出書（様式第1号）
- (2) 条例第8条の2第2項の規定による通知 方法書説明会開催通知書（様式第2号）
- (3) 条例第8条の2第4項の規定による報告 方法書説明会開催概要等報告書（様式第3号）
- (4) 条例第9条第2項の規定による方法書に係る意見の概要を記載した書類及び意見書の写しの送付 方法書に係る意見概要書等送付書（様式第4号）
- (5) 条例第11条第2項の規定による技術的な助言を記載した書面の交付の申出 技術的助言交付申出書（様式第5号）
- (6) 条例第13条第1項の規定による準備書及び要約書の提出 準備書提出書（様式第6号）
- (7) 条例第15条第2項の規定による通知 準備書説明会開催通知書（様式第7号）
- (8) 条例第15条第2項の規定による報告 準備書説明会開催概要等報告書（様式第8号）
- (9) 条例第16条第2項の規定による準備書に係る意見の概要等を記載した書類及び意見書の写しの送付 準備書に係る意見概要書等送付書（様式第9号）
- (10) 条例第19条第2項の規定による評価書及び要約書の提出 評価書提出書（様式第10号）
- (11) 条例第24条第1項の規定による届出 工事着手届出書（様式第11号）
- (12) 条例第25条第1項の規定による届出 工事完了届出書（様式第12号）
- (13) 条例第27条の規定による事後調査報告書の提出 事後調査報告書提出書（様式第13号）
- (14) 条例第29条の規定による意見の申出 意見申出書（様式第14号）
- (15) 条例第32条第2項の規定による届出 手続再実施届出書（様式第15号）
- (16) 条例第33条第1項の規定による届出 対象事業廃止等届出書（様式第16号）
- (17) 条例第33条第5項の規定による届出 管理者事後調査実施届出書（様式第17号）
- (18) 条例第35条第3項の規定による通知 都市計画決定権者環境影響評価実施通知書（様式第18号）
- (19) 条例第42条第1項の規定による事後調査計画書の提出 事後調査計画書提出書

(様式第19号)

(20) 条例第42条第6項の規定による修正後の事後調査計画書の提出 修正後の事後調査計画書提出書 (様式第20号)

(21) 規則第9条第2項の規定による報告 必要免許等及び特定届出報告書 (様式第21号)

- 2 前項の規定は、条例第43条第1項 (規則第44条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) において準用する前項第11号から第14号まで、第16号及び第17号に掲げる行為、規則第39条第2項の規定により読み替えて適用する前項第1号から第10号、第15号及び第16号に掲げる行為並びに規則第39条第6項の規定により読み替えて適用する前項第21号に掲げる行為について準用する。この場合において、当該各号に定める書類は、当該行為をして適宜読み替えるものとする。

(縦覧等に際しての留意)

第4条 市長は、条例第2条第4項に規定する事業者、同第35条に規定する都市計画決定権者及び同第41条に規定する法対象事業者 (以下「事業者等」という。) が作成する同第6条第1項の規定による事前調査書、同第7条第1項の規定による方法書及び要約書の同第8条の規定による縦覧及びインターネットの利用その他の方法による公表、同第13条第1項の規定による準備書及び要約書の同第14条の規定による縦覧及びインターネットの利用その他の方法による公表、同第19条第2項の規定による評価書及び要約書の同第20条の規定による縦覧及びインターネットの利用その他の方法による公表、同第26条の規定による事後調査報告書の同第28条の規定による縦覧及びインターネットの利用その他の方法による公表又は同第42条第1項の規定による事後調査計画書の同第42条第2項の規定による縦覧 (以下「縦覧等」という。) に際し、著作権等の問題が生じることがないように、当該事業者等に対し、縦覧等の趣旨を十分に説明し、理解が得られるよう配慮する。

(方法書、準備書又は評価書の貸出し)

第5条 規則第48条第1項の規定により方法書若しくは準備書の貸出しを受けようとする者又は同条第2項の規定により評価書の貸出しを受けようとする者は、氏名及び住所を証明する書類を添えて係員に申し出るものとする。

- 2 方法書、準備書又は評価書の貸出しを受けた者は、当該方法書、準備書又は評価書を汚損又は毀損し、あるいは、紛失し、あるいは他人に譲渡又は貸与してはならない。
- 3 方法書、準備書又は評価書の貸出しの期間は、3日とする。
- 4 市長は、前項の期間の終了後、第2項の貸出しを受けた者の申出に応じ、条例の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、3日を超えない範囲で市長が指定する期間、再度貸出しを認めるものとする。
- 5 市長は、次に掲げる場合には、方法書、準備書又は評価書の貸出しを中止し、禁止し、又は認めないものとする。
- (1) 貸出しに供すべき方法書、準備書又は評価書の部数が不足しているとき
- (2) 貸出しを受けようとする者の氏名及び住所が確認できないとき
- (3) 第2項に掲げる事項が遵守されないおそれがあると認められるとき

附 則

この要領は、平成12年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月14日から施行する。